

1 感染症等の発生

※感染症等の患者（疑いの者を含む）が複数出ており、かつ感染の拡大が予想される場合には、早めに所管の保健福祉事務所へ相談してください。

2 報告対象

①新型コロナウイルス以外の感染症で、次のいずれかに該当した場合

- ア 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

②新型コロナウイルス感染症が発生した場合
(1名以上発生した場合)

3 所管の保健福祉事務所へ
「高齢者保健福祉施設における感染症等発生報告書」(別紙様式第2号)により報告すること。

4 感染症等が終息した場合

5 所管の保健福祉事務所へ
「高齢者保健福祉施設における感染症等終息報告書」(別紙様式第3号)により報告すること。